

令和5年3月定例会

令和5年3月3日（金曜日）

◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

細 矢 誓 子 副議長

出席議員（12名）

1番 岡田桂司議員	2番 齋藤隆議員	3番 榎正義議員
4番 佐藤修二議員	5番 吉田芳美議員	6番 東海林信弘議員
8番 松田收作議員	9番 丹野貞子議員	10番 木村章一議員
11番 石垣光洋議員	12番 細矢誓子議員	13番 漆山光春議員

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長

齋藤 淳 議事係 長

嶋田 愛 主 査

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長

河内耕治 副 町 長

板坂憲助 教 育 長

後藤慶治 農業委員会会長

真木吉雄 監 査 委 員

後藤 浩 防災・危機管理監兼
総務課 長

真木秀章 総務課主幹

牧野隆博 政策推進監兼
企画財政課 長

佐藤晃一 まちづくり推進課長

鈴木淳子 まちづくり推進課主幹

今部憲治 税務町民課長

矢作 勲 健康福祉課長

宇野 勝 農林振興課長併
農業委員会事務局長

軽部広文 商工観光課長

須藤俊一 都市整備課長

岸 康彦 上下水道課長

田川美和子 会計管理者兼
会計課 長

秋場弘昭 学校教育課長

◎ 議 事 日 程

令和5年3月3日（金） 午前9時開会、開議

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 西村山広域行政事務組合議会報告

(3) 東根市外二市一町共立衛生処理組合議会報告

(4) 河北町ほか2市広域斎場事務組合議会報告

(5) 町長報告

日程第4 請願付託案件の委員長報告、採決

日程第5 議案の上程

議第 2号 令和4年度河北町一般会計第10回補正予算の専決処分について

議第 3号 令和4年度河北町一般会計第11回補正予算について

議第 4号 令和4年度河北町国民健康保険特別会計第4回補正予算について

議第 5号 令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第4回補正予算について

議第 6号 令和4年度河北町介護保険特別会計第4回補正予算について

議第 7号 令和4年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

議第 8号 令和5年度河北町一般会計予算について

議第 9号 令和5年度河北町国民健康保険特別会計予算について

議第10号 令和5年度河北町西里財産区特別会計予算について

議第11号 令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計予算について

議第12号 令和5年度河北町公共下水道事業特別会計予算について

議第13号 令和5年度河北町介護保険特別会計予算について

議第14号 令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について

議第15号 令和5年度河北町水道事業会計予算について

議第16号 河北町個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について

議第17号 河北町情報公開・個人情報保護審査会条例の設定について

議第18号 河北町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について

議第19号 河北町役場庁舎建設基金条例を廃止する条例の設定について

議第20号 河北町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

- 議第 2 1 号 河北町課制条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 2 号 河北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 3 号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 4 号 河北町職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第 2 5 号 河北町学校給食センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 6 号 河北町子ども・子育て会議条例及び河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について
- 議第 2 7 号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第 2 8 号 河北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 9 号 河北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 0 号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 議第 3 1 号 ローターリー除雪車の取得の一部変更について
- 議第 3 2 号 移動図書館車の取得の一部変更について
- 議第 3 3 号 河北町副町長の選任について
- 議員発議第 1 号 河北町議会の個人情報保護に関する条例の設定について

日程第 6 施政方針表明及び提案理由の説明

日程第 7 議案の審議、採決

- 議第 2 号 令和 4 年度河北町一般会計第 1 0 回補正予算の専決処分について
- 議第 3 1 号 ローターリー除雪車の取得の一部変更について
- 議第 3 2 号 移動図書館車の取得の一部変更について
- 議第 3 号 令和 4 年度河北町一般会計第 1 1 回補正予算について
- 議第 4 号 令和 4 年度河北町国民健康保険特別会計第 4 回補正予算について
- 議第 5 号 令和 4 年度河北町公共下水道事業特別会計第 4 回補正予算について
- 議第 6 号 令和 4 年度河北町介護保険特別会計第 4 回補正予算について
- 議第 7 号 令和 4 年度河北町後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について
- 議第 3 3 号 河北町副町長の選任について

散 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○漆山光春議長 本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年3月河北町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○漆山光春議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長から指名します。

5 番 吉 田 芳 美 議員

11 番 石 垣 光 洋 議員

の兩名を指名します。

○漆山光春議長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、去る2月24日に議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、お手元に配付しております会期日程のとおり決定しております。本定例会の会期を議会運営委員会決定のとおり、本日から3月15日までの13日間と決定するに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの13日間と決定いたしました。

令和5年3月河北町議会定例会会期日程（議運決定）

月 日	本 会 議	委 員 会	摘 要
3月3日 (金)	午前9時開会、開議 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 諸報告 (1) 議長報告 (2) 組合議会報告 (3) 町長報告 4 請願付託案件の委員長報告、採決 5 議案の上程 6 施政方針表明及び提案理由の説明 7 議案の審議、採決 散 会		議 案 件 数 予算 14件 条例 14件 その他 5件 計 33件
3月4日 (土)	休 会		
3月5日 (日)	休 会		

3月6日 (月)	休 会		議案調査
3月7日 (火)	休 会		議案調査
3月8日 (水)	午前9時開議 1 一般質問 散 会		
3月9日 (木)	午前9時開議 1 一般質問 散 会		
3月10日 (金)	午前9時開議 1 一般質問 2 議案の審議、採決 3 予算審査特別委員会の設置構成 及び予算議案の特別委員会付託 休 会	予算審査特別委員会 本会議休会后開会、開議 1 委員長の互選 2 会議録署名委員の指名 3 副委員長の互選 4 付託案件の審査、採決	
3月11日 (土)	休 会		
3月12日 (日)	休 会		
3月13日 (月)	休 会	予算審査特別委員会 1 付託案件の審査、採決	
3月14日 (火)	休 会	予算審査特別委員会 1 付託案件の審査、採決	
3月15日 (水)	休 会 予算審査特別委員会閉会后開議 1 議案の審議、採決 2 閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可 3 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可 閉 会	予算審査特別委員会 1 付託案件の審査、採決 閉 会	

○漆山光春議長 日程第3、諸報告を行います。
最初に、議長から報告します。

- 1 1月分例月出納検査報告書について
- 2 山形県町村議会議長会定期総会決議事

項について

3 日本全体で解決すべき問題として、普
天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・
水・土の安全の保障を求める陳情

4 庁舎内における職員への政党機関紙の
勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

5 「新型コロナワクチン接種」に関する
陳情書

6 閉会中の所管事務調査報告書

以上6件について、資料により報告します。

続いて、組合議会の報告を行います。

最初に、西村山広域行政事務組合議会の報
告を求めます。

「9番丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） おはようございます。

令和5年西村山広域行政事務組合議会第1
回臨時会についてご報告申し上げます。

本臨時会は、令和5年2月8日午前10時か
ら、寒河江市議会議事堂で開催されました。

1月17日告示の河北町長選挙におきまして
森谷俊雄氏が再選され、2月5日から河北町
長に就任されたことに伴い、本組規約第9
条第2項の規定により、町長就任と同時に組
合理事に就任したことの報告がございました。

それでは、提案されました議案4件の概要
について申し上げます。

初めに、議第1号令和4年度西村山広域行
政事務組合一般会計補正予算（第1号）につ
いて、ご報告申し上げます。

このたびの補正予算は、人事異動及び山形
県人事委員会勧告に伴う人件費の精査や事業
費確定などにより、歳入歳出全般について見
直しを行い、補正しようとするものでござい
ます。

その結果、1,120万円を減額し、歳入歳出
予算総額をそれぞれ15億7,600万2,000円とす
るものでございます。

次に、議第2号令和4年度西村山広域行政
事務組合寒河江市地区クリーンセンター、斎
場特別会計補正予算（第1号）について申し
上げます。

このたびの補正予算は、一般会計と同様に、
人事異動及び山形県人事委員会勧告に伴う人
件費の精査や事業費確定などにより、歳入歳
出全般について見直しを行い、補正しよう
とするものでございます。

その結果、947万2,000円を減額し、歳入歳
出予算総額をそれぞれ10億1,690万3,000円と
するものでございます。

次に、議第3号西村山広域行政事務組合一
般職の給与に関する条例の一部改正について
申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、山形
県人事委員会の給与改定に関する勧告に準じ、
本組合職員についても、所要の改正をしよう
とするものでございます。

次に、議第4号地方公務員法の一部改正等
に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に
ついて申し上げます。

この条例の制定につきましては、地方公務
員法の一部改正等に伴い、職員の定年年齢を
引き上げるとともに、当該引上げに関する関
係条例の整備を行うため、本条例を制定しよ
うとするものでございます。

以上、提案されました4議案につきまして
は、原案のとおり可決されましたことをご報
告申し上げ、令和5年西村山広域行政事務組
合議会第1回臨時会報告を終わらせていただ
きます。

○漆山光春議長 次に、東根市外二市一町共立衛
生処理組合議会の報告を求めます。

「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） 令和5年度東根市外
二市一町共立衛生処理組合議会、第1回定例
会についてご報告を申し上げます。

本定例会は、令和5年2月20日午後3時30分より東根市議会議場で開催されました。

提案されました議案は11件で、その概要について申し上げます。

初めに、報第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について申し上げます。

令和4年1月5日、粗大ごみ処理施設プラットフォームにおいて、ごみ受入れ作業中に発生した物損事故により生じた損害の賠償を行うものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、物損事故に係る損害賠償の額を決定することについて専決処分したものであります。

次に、報第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について申し上げます。

令和4年8月24日、天童市荒谷地区において、し尿収集車の際に発生した物損事故により生じた損害の賠償を行うものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、物損事故に係る損害賠償の額を決定することについて専決処分したものであります。

次に、議第1号令和4年度東根市外二市一町共立衛生処理組合会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について申し上げます。

人事院及び山形県人事委員会の勧告に伴う職員の給与等の改正により専決処分をしたもので、地方自治法第179条第1項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議第2号東根市外二市一町共立衛生処理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について申し上げます。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条による改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるため条例の設定を行うものであります。

次に、議第3号東根市外二市一町共立衛生処理組合情報公開・個人情報保護審査会条例

の設定について申し上げます。

この条例は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、新たな東根市外二市一町共立衛生処理組合情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、条例の設定を行うものであります。

次に、議第4号東根市外二市一町共立衛生処理組合職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について申し上げます。

この条例は、高齢期職員の多様な働き方に対応した新たな制度として、勤務時間の一部について休業する高齢者部分休業制度を導入するため、条例の設定を行うものであります。

次に、議第5号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

この条例改正は、定年の引上げ等に伴う職員の任用、給与等の取扱いについて、関係条例の規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第6号東根市外二市一町共立衛生処理組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例改正は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、行政文書の不開示情報に関する規定等を整理するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第7号東根市外二市一町共立衛生処理組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例改正は、地方公務員法の一部改正による職員の定年の引上げ及び定年前再任用制度の新設等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第8号令和5年度東根市外二市一町共立衛生処理組合会計予算について申し上げます。

令和5年度の予算の総額は、歳入歳出それ

ぞれ23億7,448万8,000円とし、前年度当初予算と比較して2億5,838万3,000円の増額となるものであります。

それでは、歳入の概要について申し上げます。

1、分担金および負担金については、14億2,244万9,000円で、前年度当初予算との比較では3億1,451万5,000円の増となり、この内訳として、償還交付税が1億939万5,000円、組合市町負担金が13億1,305万4,000円で、そのうち河北町の負担金は1億7,379万2,000円となり、前年度当初予算との比較では、3,870万4,000円の増となるものです。

2款使用料及び手数料については、7億5,360万5,000円で、前年度当初予算との比較では1,130万円の減となり、その内訳として、し尿、ごみ等の処理手数料が1,300万円の減、証紙収入が170万円の増となるものです。

3款国庫支出金については、47万5,000円で、前年度当初予算との比較では4万3,000円の増であります。

4款財産収入については3,350万円で、前年度当初予算との比較では274万1,000円の増であります。

5款繰入金については2,945万円で、施設整備基金から繰り入れるものであります。

6款繰越金については3,000万円で、前年度当初予算と同額であります。

7款諸収入については1,400万9,000円で、前年度当初予算との比較では、573万4,000円の増となるものです。

8款組合債については、ごみ焼却処理施設延命化事業及び基幹改良整備事業の起債分を見込み、前年度比30.1%減の9,100万円を借り入れるものであります。

次に、歳出の概要について申し上げます。

1款議会費については140万1,000円で、前年度当初予算との比較では107万5,000円の減、

2款総務費については4億1,564万2,000円で、前年度当初予算との比較では3,719万2,000円の増であります。

3款事業費については16億3,392万9,000円で、前年度当初予算との比較では1億8,061万2,000円の増となり、その主な内容としては、し尿収集及びごみ収集に伴う経費、各施設の維持管理に必要となる経費などであり、全体としては、電気料金高騰による光熱水費の増や焼却残渣運搬及び処分委託を開始することにより、前年度比12.4%の増となるものであります。

4款公債費については3億1,751万6,000円で、前年度当初予算より4,165万4,000円の増、5款予備費については600万円で前年度当初と同額を計上しております。

次に、発議第1号東根市外二市一町共立衛生処理組合議会の個人情報の保護に関する条例の設定について申し上げます。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条による改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に伴い必要な事項を講ずるため、条例の設定を行うものであります。

以上、提案されました11議案につきましては、いずれも原案どおり承認、可決されましたことを報告申し上げ、令和5年東根市外二市一町共立衛生処理組合議会第1回定例会の報告を終わります。

○漆山光春議長 次に、河北町ほか2市広域斎場事務組合議会の報告を求めます。

「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 令和5年2月、河北町ほか2市広域斎場事務組合議会定例会についてご報告申し上げます。

本定例会は、令和5年2月21日午後3時30分から河北町議会議場で開催されました。

提案されました議案は2件で、その概要に

について申し上げます。

初めに、議第1号令和4年度河北町ほか2市広域斎場事務組合会計第2回補正予算の専決処分について申し上げます。

人事院勧告に伴い会計年度任用職員の報酬及び手当に要する費用を増額する必要が生じたため、令和4年12月9日付で専決処分したものであります。

今回の補正予算は予算の組替えを行うものであり、既定の歳入歳出予算総額は変更なく、2款総務費の施設管理費14節工事請負費を4万7,000円減額し、一般管理費1節報酬を4万2,000円、3節職員手当等を5,000円増額したものであります。

次に、議第2号令和5年度河北町ほか2市広域斎場事務組合会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億788万5,000円で、前年度当初予算と比較しますと3,802万4,000円の増額となるものであります。

それでは、歳入の主な概要について申し上げます。

1款負担金については、歳出予算額を基に関係市町負担金として7,484万7,000円で、前年度当初予算との比較では1,020万7,000円の増額になっております。そのうち河北町の負担金は1,632万4,000円で、前年度当初予算との比較では193万1,000円の増となっております。

2款使用料については10万1,000円、3款繰越金については30万円、4款諸収入については、預金利子及び雑入として123万7,000円、5款組合債については、空調設備更新工事に伴う起債の3,140万円であります。

次に、歳出の主な概要について申し上げます。

1款議会費については、組合議会経費とし

て38万4,000円、2款総務費については、電気料金の高騰による光熱水費の増額、火葬炉等の修繕料、空調設備更新工事など1億387万3,000円で、前年度当初予算との比較では3,748万9,000円の増となるものです。

3款公債費については62万8,000円です。

4款予備費については300万円で、前年度当初予算と同額を計上しております。

以上、提案されました2議案は、原案のとおり可決されましたことをご報告申し上げ、河北町ほか2市広域斎場事務組合議会の報告を終わります。

○漆山光春議長 以上で組合議会の報告を終わります。

続いて、町長報告を行います。

町長から本定例会において報告したい旨の申出がありますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

本日、令和5年3月河北町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきまして報告すべき事項がございますので申し上げます。

町道下野真木線ほか1路線道路改良工事（令和3年度繰越明許費）請負契約のほか4件の契約の締結につきましては、お手元に配付しております書面をもって報告とさせていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

○漆山光春議長 以上で町長報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

○漆山光春議長 日程第4、請願付託案件の委員長報告、採決を行います。

厚生文教常任委員会委員長、6番東海林信弘議員から報告を求めます。

「6番東海林信弘議員」

○6番（東海林信弘議員） 請願第3号「旧安部権内家」の土地建物を町で受納することについての請願について申し上げます。

12月定例会において厚生文教常任委員会に付託され、継続審査となっております請願第3号「旧安部権内家」の土地建物を町で受納することについての請願について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

1月13日に委員全員と事務局から齋藤議事係長が出席し、説明員として日下部生涯学習課長と松田生涯学習係長の出席を求め、NPO法人安部権内家保存会の方々の案内のもと現地を視察いたしました。

また、2月20日に委員全員と事務局から齋藤議事係長が出席し、説明員として日下部生涯学習課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願の趣旨は、県文化財指定に向け活動しているが、所有者が県外在住であることにより管理に不安があることなどから、NPO法人で取得してはどうかの話もあるが、取得に伴う諸経費や取得税などの関係で困難な状況であり、所有者が町に寄附をしたいとの意向もあるため、町で受納することを願う請願であります。

委員会では、文化財としての価値や後世に伝える建築物であること、保存会でこれまで維持、修繕していただいたものを今後も生かしていくべきではないか、保存するだけではなく利活用の検討も必要ではないか、紅花資料館と一体となった利活用も見込めるのではないか、利活用については今後も継続して検討することとし、保存する必要があるのではないかなどの意見が出され、採決の結果、全会一致で採択することを決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

○漆山光春議長 令和4年請願第3号「旧安部権内家」の土地建物を町で受納することについて

ての請願は、委員長報告では採択であります。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案に対する委員長報告は採択です。

本請願を採択するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、令和4年請願第3号「旧安部権内家」の土地建物を町で受納することについての請願については採択と決定いたしました。

○漆山光春議長 日程第5、議案の上程を行います。

議第 2号 令和4年度河北町一般会計第10回補正予算の専決処分について

議第 3号 令和4年度河北町一般会計第11回補正予算について

議第 4号 令和4年度河北町国民健康保険特別会計第4回補正予算について

議第 5号 令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第4回補正予算について

議第 6号 令和4年度河北町介護保険特別会計第4回補正予算について

議第 7号 令和4年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

議第 8号 令和5年度河北町一般会計予算について

議第 9号 令和5年度河北町国民健康保

- 険特別会計予算について
- 議第10号 令和5年度河北町西里財産区特別会計予算について
- 議第11号 令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議第12号 令和5年度河北町公共下水道事業特別会計予算について
- 議第13号 令和5年度河北町介護保険特別会計予算について
- 議第14号 令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議第15号 令和5年度河北町水道事業会計予算について
- 議第16号 河北町個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について
- 議第17号 河北町情報公開・個人情報保護審査会条例の設定について
- 議第18号 河北町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について
- 議第19号 河北町役場庁舎建設基金条例を廃止する条例の設定について
- 議第20号 河北町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第21号 河北町課制条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 河北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 河北町職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第25号 河北町学校給食センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第26号 河北町子ども・子育て会議条例及び河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について
- 議第27号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第28号 河北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第29号 河北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第30号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 議第31号 ローターリー除雪車の取得の一部変更について
- 議第32号 移動図書館車の取得の一部変更について
- 議第33号 河北町副町長の選任について
- 議員発議第1号 河北町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について
- 以上33議案を一括上程します。
- 漆山光春議長** 日程第6、施政方針表明及び提案理由の説明を行います。
- 「森谷町長」
- 森谷俊雄町長** 本日ここに、令和5年3月河北町議会定例会を開会し、令和5年度一般会計及び特別会計予算案をはじめ、関係諸議案の

ご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本方針と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とより一層のご協力を賜りたいと存じます。

私は、平成31年2月町長に就任して以来、一貫してまちづくりの基本を「動く つながる 夢叶う」として、「子供たちに夢を」、「若者に自信を」、「みんなに元気を」との思いを込め、「ゲートウェイトウン構想」、「やる気で稼ぐ人づくり、仕事おこし」そして「互助共助の住みよいまちづくり」を3本の柱として町政運営に取り組んでまいりました。

人口減少が加速し、地域の活力の減退が危惧される厳しい現実に加え、新型コロナウイルス感染症の発生、拡大による不安の蔓延、社会経済活動の停滞、また令和2年7月には河北町の有史以来最大の豪雨災害に見舞われるなど、難局に遭遇する中であっても、議員各位、そして町民の皆様のご理解、ご協力、ご尽力をいただきながら町政運営に全力を傾注してまいりました。

そして、今、町政を取り巻く現状、課題を考えると、町民の命と暮らしを守る基盤づくり、町民の命と健康を守る基盤づくり、すなわち押切、吉田地区と溝延地区の築堤などの流域治水プロジェクト及び県立河北病院を中心とする地域医療の確保、患者、利用者の視点に立った医療提供体制の確立は重大な局面を迎えています。

加えて、加速化している人口減少への対応と、新型コロナウイルス感染症の影響、原油価格、生産資材、食料、光熱費の急騰に直面する農業、商工観光サービス業の振興、再生、そして次世代につながる子育て支援、教育環境の整備、充実は、いずれも将来のまちづくりの根幹に関わる重要課題であります。

引き続き重責を担って町政に臨むに当たり、初心に立ち返り、また決意を新たにして次世代につなぐ挑戦、投資、希望をもって暮らせるまちづくりに全力を傾注してまいりますので、町民の皆様、議員各位にあっては、旧に倍しての一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

昨今の町政を巡る状況、課題について申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症については、社会経済活動の停滞からの回復がままならないまま、7月にはオミクロン株BA.5による県内第7波、第8波に突入いたしました。

この間、児童及び高齢者施設への感染防止用品購入補助、県と連携したPCR検査補助など、感染拡大防止対策を実施するとともに、ワクチン接種については、引き続き集団接種を基本として4回目、5回目の追加接種、乳幼児への接種についても地元医師会や関係者のご協力、町民の皆様のご理解のもと、希望者への円滑なワクチン接種を進めてまいりました。

9月からは医療機関、保健所の業務逼迫による新規感染者数の全数把握の見直しがなされましたが、関係施設等のご協力をいただきながら、町内感染状況の把握に努め、連携しながら対応してまいりました。

また、経済対策として、かほくほくほく応援券事業など、切れ目のない消費喚起対策や事業者支援を講じてきたところであります。

国においては、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法の位置づけを季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更する方針を決定し、これまでの措置を見直すこととしております。

法的な位置づけが変更された後においても、引き続き感染状況や新たな変異株の発生等を

慎重に見極めることが必要であり、今後の具体的な政策等の検討状況を注視しながら医療現場における混乱や住民の不安を招くことがないように、国、県の施策と連動しながら機動的に対応してまいります。

また、ウクライナをめぐる国際情勢につきましては、事態発生から1年を経過した現在もなお解決の糸口さえ見えず、エネルギー危機、食料をめぐる情勢は深刻さを増しております。原油高による電気料金高騰、資材価格や原料価格の高騰、ひいては物価、サービス価格の上昇が暮らしと経済を直撃し、その長期化も懸念されます。原油価格、物価高騰対策として、かほくほくほく応援券事業により家計支援を行うとともに、介護、子育て施設等、及び自動車運送業事業者に対して緊急支援金の交付などの支援を行ったところであります。

さらに、低所得者に対する冬期の暖房費への支援を拡充したほか、国による住民税非課税世帯への物価高騰対策支援に合わせ、その対象とならない世帯に対して1世帯当たり1万円の支援を行っているところであります。

令和2年7月の豪雨災害からの復旧、復興につきましては、最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトに押切・吉田地区と溝延地区の築堤整備が位置づけられ、同時に支川である古佐川については、国直轄事業と並行して県による事業として施工されることとなっており、工事着手に向けた取組が進められております。

町といたしましても、内水排水対策を中心に、谷地工業団地内の排水路整備を行うほか、押切地区での内水氾濫対策について、その手法を検討し、排水処理施設設置に向けた設計に着手したいと考えているところであります。

堤防整備関連事業の着実な促進はもとより、流域治水プロジェクトに掲げる諸施策の推進

を通して、安全安心な暮らしの基盤づくりを進めてまいります。

新庁舎整備事業につきましては、昨年1月4日から新しい庁舎での業務を開始して以来1年2ヶ月を経過したところであります。旧庁舎等解体工事が1月をもって完了し、現在庁舎南側外構工事として駐車場整備等を施工中であり、今月末の完成を見込んでおります。

平成29年度に着手いたしました新庁舎整備事業につきましては、本年度をもって完了の運びとなります。ご理解、ご協力を賜りました町民の皆様、関係者各位に対し、心から感謝申し上げますとともに、職員一丸となって明るい役場づくりに努め、新庁舎の機能を十分生かした町民サービスの向上につなげてまいります。

令和5年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症を取り巻く動向に留意するとともに、緊迫した国際情勢、厳しい社会経済情勢、とりわけ原油高、原料価格の高騰、物価の上昇がやまず、経済活動と家計がさらに圧迫される状況を見据えながら町政を運営していかねなければなりません。

国においては物価高を克服しつつ、日本経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せていくため、令和5年度予算案において経済再生の実現に向けた成長分野への大胆な投資や少子化対策、子供政策の充実を含む、誰も排除しない地域社会の実現等による新しい資本主義の加速、国民の安全安心の確保をはじめとした重要な政策課題に正面から向き合い、一定の道筋をつけるために必要な措置を講じるとしてまいります。

また、令和5年度地方財政計画では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が地域のデジタル化や脱炭素化の推進など、様々な行政課題に対応しつつ安定的な財政運営を行うことができるよう、地方の一般

財源総額を確保した結果、地方公共団体の収支総額は令和4年度と比較し、約1兆4,400億円の増、一般財源総額も1,500億円の増となっております。

県の令和5年度予算案においては、人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形の実現に向け、未来の山形をつくる人材育成確保を推進、持続可能な成長に向けた産業の生産性向上・高付加価値化、県民が幸せを実感できる暮らしやすい山形へ、安全安心な暮らしや交流を支える山形強靱化、この4つを県政運営の柱に据え、ポストコロナ・やまがた創造予算と銘打ち、ウィズコロナ、ポストコロナにおける本県の持続的発展に向けて民間、行政両分野における学びへの支援を強化し、人口減少における労働力不足やデジタル化の推進、進展、自然災害の頻発化、激甚化等に対応していくとしております。

このたび、引き続き重責を担わせていただくに当たり、町民各位の負託と期待に応えるべく、本町の令和5年度の町政運営及び予算編成について所信を申し上げます。

令和5年度は、第8次河北町総合計画における計画期間の3年次目であり、前期計画の中間年となります。まちづくりのグランドデザインであるこの計画に基づき、「輝く人・町 夢と未来へ挑戦するまち」の実現に向け、次世代につなぐ挑戦、投資を基本的視点に置き、次の3つの柱のもと安心して暮らし、働き続けられるまちづくりに前進してまいり所存であります。

その1つは、「安全・安心・成長の基盤づくり」であります。

令和2年7月に本町も見舞われた豪雨災害については、いまだ記憶に新しいところあります。築堤、河川整備、内水対策を国、県と協調しながら進め、町民の命と財産を守る防災対策を講じてまいります。

重要な局面を迎えている地域医療の再構築については、県立河北病院の存続を前提に、安心して暮らせる地域医療の確保、将来につなげる医療の確立に向けて、引き続き西村山地域医療提供体制検討会における検討、協議に臨み、子育て世代も高齢者世代も共に安心と希望を持って暮らせる医療を守ってまいります。

また、新たな人、もの、情報の流れを生む交通、情報インフラ整備と利活用を進め、新たな成長の基盤づくりに取り組んでまいります。

その2は「農商工観光業の振興と雇用の創出」であります。

農業振興については、農業所得の向上を担い手と新規就農者の育成を起点とした振興を図ってまいります。

また、商工業については、起業を支援し、企業立地を促進させ、中小の事業所を支援しながら産業振興と雇用創出を図ります。また、インバウンドの回復も視野に入れながら町のにぎわいと魅力づくりを進め、その情報を的確に発信することにより交流を拡大し、観光振興につなげてまいります。

その3は「次世代につなぐ挑戦、投資」であります。

これまで最優先として進めてきた子育て世代の負担軽減と保育、教育環境の整備、充実に加え、子育て世帯を念頭に移住定住の促進に向け魅力的な住環境の創出に着手してまいります。併せて喫緊の課題となっている地球温暖化防止、2050年の二酸化炭素排出量の実質ゼロの実現に向け、昨年宣言した河北町ゼロカーボンかほくへの取組を加速してまいります。

また、河北町の玄関口にある道の駅につきましても、その再生に向け、情報発信の拠点として早期のオープンを目指して県と調整を

進めるとともに、新庁舎とともに町なかの賑わいの核となる児童動物園については、来園者がわくわくする魅力的な施設となるようリノベーションに取り組んでまいります。

以上申し上げました町政運営の方針を念頭に、第8次河北町総合計画に示した5つのまちづくりの目標ごとに定めた基本施策のもと、令和5年度予算案におきましては、健全で持続的な財政運営の確保に留意しながら、現状を直視しつつ未来を展望するため、「みんなで支え合う安全・安心なまちづくり及び災害に強い快適な都市環境づくり」、「若者が選ぶまちづくり」、「オールかほくで応援する子育て支援」、「新たな魅力を発信し、にぎわいのあるまちづくり」の4つを重点施策として位置づけ、編成したところであります。

1点目の「みんなで支え合う安全・安心なまちづくり及び災害に強い快適な都市環境づくり」については、国が進める押切・吉田地区、溝延地区の堤防整備事業、関連して、県事業で整備する古佐川の治水対策事業について早期完成に向け国、県と引き続き連携するとともに、町独自の内水処理対策として水田の多面的機能を活用した田んぼダムや押切地区への内水処理ポンプ設置事業などの防災、減災事業に着手してまいります。

また、安全・安心な住環境の確保に向けた危険空き家の除却支援や応急対策についても新たにに取り組んでまいります。

さらに、令和4年10月29日にゼロカーボンかほくを宣言したところであり、再生可能エネルギー設備導入支援の拡充、新たな取組として高断熱、高气密などの省エネ住宅改修支援や、役場庁舎で使用する電力を再生可能エネルギーに転換するなど、ゼロカーボンかほくの実現への取組を加速してまいります。

2点目の「若者が選ぶまちづくり」については、旧町民プール跡地などを活用した地元

回帰促進住宅開発の事業スキームの詰めを行い、ふるさと回帰支援センターを活用した移住推進セミナーを開催するなど、若者の移住に向けた支援、取組を進めてまいります。

3点目の「オールかほくで応援する子育て支援」については、小中学校給食費について完全無償化するほか、令和3年度から実施しているかほく安心子育て応援交付金については、出生時10万円の交付を継続することとし、小学校入学時、中学校入学時、高等学校入学時に5万円を交付することにより、切れ目のない子育て支援を行ってまいります。

4点目の「新たな魅力を発信し、にぎわいのあるまちづくり」については、国による農業の担い手と新規就農者への継続的な育成支援に加え、新規就農者への家賃補助、農業用機械購入の支援などを行いながら農業振興を図るとともに、経営資源を互いに持ち寄り、所得向上につなげる農商工連携推進プロジェクトを推進いたします。

さらに、新たな庁舎と児童動物園を核としたにぎわい創出を図るため、児童動物園のリノベーションの実施設計を行い、令和7年4月のオープンを目標に取り組んでまいります。

これらの事業のほか、安全・安心への取組として、近年多発している自然災害や火災から町民生活を守るため重要な役割を果たしている消防団員の報酬を引き上げるほか、災害時の資機材運搬用車両を購入するなど、消防団活動の強化を図ります。

また、高齢化の進展に対応し、車の運転時のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故防止をサポートするアクセル踏み間違い急発進抑制装置の設置や、送迎バスでの幼児等の置き去り事故を防ぐため、子供の所在の確実な確認、ヒューマンエラーの防止を補完する装置の設置を支援いたします。

母子保健事業については、妊娠期から出産、

子育て期まで切れ目なく身近な相談に応じる伴走型相談支援を行うとともに、出産、育児にかかる費用の負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施し、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産、子育てできるよう支援してまいります。

学校教育については、教育委員会において令和4年度に設置した小学校のあり方検討委員会での検討、協議を継続し、地域の声を十分踏まえながら新しい時代に対応する魅力ある学校づくりを推進してまいります。さらに、ICT教育を推進するため、電子黒板を増設するとともに、学習・生活指導補助員を増員し、教育環境の整備、充実を図ってまいります。

これらのことから、令和5年度一般会計当初予算案については、総額103億7,170万円となり、前年度に引き続き100億円を超える規模となりました。予算の執行に当たっては、町民の皆様との対話を起点に、参加と連携による町政、互助・共助のまちづくりを職員一丸となって進めてまいります。

なお、一般会計予算及び各特別会計予算の概要については、提案理由で改めてご説明申し上げます。

以上、令和5年度の町政運営について所信の一端を申し述べさせてまいりました。中長期的財政見通しのもと、健全な財政運営に十分意を用いながら、「輝く人・町 夢と未来へ挑戦するまち」を目指し、山積する課題に果敢に立ち向かってまいります。

議員各位並びに町民の皆様には、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和5年度における私の施政方針とさせていただきます。

○漆山光春議長 ここで暫時休憩します。

休 憩 午前 9時59分
再 開 午前10時00分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本日ご提案申し上げております議案につきまして、ご説明を申し上げます。

最初に、議第2号令和4年度河北町一般会計第10回補正予算の専決処分について申し上げます。

今冬の降雪による町道及び町公共施設の除雪出動状況を踏まえ、除排雪に係る予算が不足する状況が見込まれたため、令和5年2月3日付で7款商工費の商工施設費、8款土木費の道路維持費及び10款教育費の小中学校管理費について専決処分させていただいたものであります。

次に、議第3号令和4年度河北町一般会計第11回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4,853万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を113億5,615万3,000円とするものであります。

それでは、歳出から順を追って申し上げますが、内容につきましては、事業費の精査を主としておりますので、増額や新たに追加したものを中心に申し上げます。

2款総務費の企画財政費では、今後の公共施設の維持補修に適切に対応するため、公共施設維持補修基金に積立てを行うものであります。山形県議会議員選挙費では、選挙日程の確定及び県委託金の追加交付に伴い、入場券郵送料等の事務経費を増額するものであります。

3款民生費の国民健康保険費では、保険基盤安定制度負担金の増額に伴い、国民健康保険特別会計への繰出金を増額するものであります。

5款労働費の職業訓練センター費では、電気料金の高騰に伴い、指定管理者の負担が増

大していることを踏まえ、施設に係る指定管理料を増額するものであります。

6款農林水産業費では、国の補正予算に伴う土地改良事業等負担金を増額するものであります。

7款商工費の商工総務費では、ふるさと納税の寄附額の増額により、ふるさと応援基金への積立金及び返礼品に要する経費を増額するものであります。観光施設費及び商工施設費では、電気料金の高騰に伴い、紅花資料館及びどんがホールに係る指定管理料を増額するものであります。

8款土木費の道路維持費では、電気料金の高騰に伴い、消雪装置に係る光熱水費を増額するものであります。道路新設改良費では、国の補正予算に伴う交付金の追加交付に伴い、本年度の事業費を増額するものであります。

10款教育費の小学校管理費では、国の補正予算に伴い、溝延小学校の音楽室非構造部材の耐震化工事及び谷地中部小学校の空調設備更新工事に係る費用を追加するものであります。サハトベに花費及び体育施設費では、電気料金の高騰に伴い、施設に係る指定管理料を増額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

1款町税及び2款地方譲与税では、決算見込みにより増額するものであります。

11款地方交付税では、令和4年度分の地方交付税の交付額の再算定結果に基づき増額するものであります。

15款国庫支出金の教育費国庫補助金では、学校施設環境改善交付金を追加するものであります。

16款県支出金の民生費県負担金では、歳出に合わせて保険基盤安定制度負担金等を増額するものであります。総務費委託金では、歳出に合わせて山形県議会議員選挙費委託金を増額するものであります。

18款寄附金では、ふるさとづくり寄附金を増額するものであります。

19款繰入金の財政調整基金繰入金では、歳入歳出全体の調整に伴い減額するものであります。庁舎建設基金では、新庁舎建設事業が完了することに伴う基金廃止により、基金残額を全額繰り入れるため増額するものであります。そのほかの繰入金は歳出に合わせて補正するものであります。

22款町債の土地改良事業債、道路橋梁整備事業債、小学校非構造部材耐震化事業債、小学校空調設備更新事業債は、国の補正予算に伴う事業の歳出に合わせて増額するものであります。

次に、第2表繰越明許費につきましては、楨川流域における農地排水口設置事業について、今年度中の事業完了が困難であることから令和5年度に繰り越すものであります。ロータリー除雪車及び移動図書館車につきましては、年度内の納入が困難であることから繰り越すものであります。他の事業では、国の補正予算に伴い、それぞれ予算化した事業を令和5年度に繰り越すものであります。

次に、第3表地方債につきましては、先に町債のところで述べましたもののほか、事業費の精査に伴い減額するものであります。

以上が令和5年度河北町一般会計第11回補正予算の概要であります。

次に、議第4号令和4年度河北町国民健康保険特別会計第4回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ97万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億8,789万9,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款総務費では、結核性疾病及び精神病に係る特別調整交付金申請支援業務委託料を増額し、山形県柔道整復施術療養費適正化事業

負担金及び食糧費を減額するものであります。

6款保健事業費では、決算見込みにより講師派遣委託料、人間ドッグ委託料及び特定健康診査等委託料等を減額するものであります。

7款基金積立金では、決算見込みにより増額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

1款国民健康保険税では、収納見込みを勘案し増額するものであります。

2款使用料及び手数料では、実績に基づいて督促手数料を増額するものであります。

4款県支出金では、決算見込みにより保険給付費等交付金を減額するものであります。

5款財産収入では、基金積立金利子収入を増額するものであります。

6款繰入金では、決算見込みにより一般会計繰入金を増額し、基金繰入金は減額するものであります。

8款諸収入では、実績に基づいて延滞金を増額するものであります。

以上が令和4年度河北町国民健康保険特別会計第4回補正予算の概要であります。

次に、議第5号令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第4回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,470万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億764万3,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款公共下水道事業費の総務管理費では、事業費の確定等に伴い減額するものであります。下水道維持費では、マンホールポンプ施設バッテリー交換等のため修繕料を増額し、印刷機のリース切れに伴い設計書用大型プロッター機器運搬委託料を追加するほか、事業費の確定に伴い減額するものであります。管渠建設費では、補償金の額の確定及び事業費の確定に伴い減額するものであります。

2款流域下水道費では、事業費の確定に伴い最上川流域下水道事業負担金及び最上川流域下水道事業連絡協議会負担金を減額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

歳出を踏まえ、3款国庫支出金、4款繰入金及び7款町債を減額するものであります。

また、第2表地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更するものであります。

以上が令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第4回補正予算の概要であります。

次に、議第6号令和4年度河北町介護保険特別会計第4回補正予算について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,738万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億868万1,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款総務費の一般管理費及び賦課徴収費では、決算見込みにより減額するものであります。

2款保健給付費の介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、審査支払手数料、高額介護・予防サービス費、特別給付費及び特定入所者介護・予防サービス費では、受給者数の減により減額し、高額医療合算介護・予防サービス費については、決算見込みにより増額するものであります。

4款基金積立金では、保険給付費等の減額を見込み増額するものであります。

5款地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業費及び任意事業費では、決算見込みにより減額するものであります。

7款第1号被保険者保険料還付金では、決算見込みにより増額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

1款保険料では、決算見込みにより増額す

るものであります。

3 款国庫支出金では、保険給付費の減額に伴う介護給付費負担金の減額、調整交付金の減額及び地域支援事業費の減額に伴い、地域支援事業交付金を減額するものであります。

4 款支払基金交付金では、保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い減額するものであります。

5 款県支出金では、同様に、保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い減額するものであります。

6 款財産収入では、基金運用収入を増額するものであります。

7 款繰入金では、保険給付費の減額に伴い、町負担分の一般会計からの介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、介護給付費準備基金繰入金を減額し、その他一般会計繰入金では、決算見込みにより増額するものであります。

以上が令和4年度河北町介護保険特別会計第4回補正予算の概要であります。

次に、議第7号令和4年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,788万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,302万1,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金では、基金基盤安定繰入金の確定及び保険料の収納実績により減額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料では、収納見込みを踏まえ減額するものであります。

2 款使用料及び手数料では、実績に基づいて督促手数料を増額するものであります。

3 款繰入金では、決算見込みにより一般会計繰入金を減額するものであります。

4 款繰越金では、令和3年度の歳入歳出差引額を令和4年度へ繰り越すものであります。

以上が令和4年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算の概要であります。

次に、議第8号令和5年度河北町一般会計予算について申し上げます。

予算規模は、歳入歳出総額103億7,170万円となり、前年度より1億9,530万円、率にしますと1.8%の減となっております。

令和5年度地方財政計画によりますと、地方財政の規模は92兆400億円で、前年度より1兆4,400億円、率にしますと1.6%の増となっており、地方交付税につきましては、前年度より3,073億円、1.7%増18兆3,611億円となっております。

また、臨時財政対策債の発行につきましては、前年度より7,859億円、44.1%減の9,946億円とされており、令和4年度に引き続き大幅に発行が抑制されることとなっております。

本町では、地方交付税につきましては、前年度当初予算より1億436万5,000円、4.2%増の25億8,536万5,000円を見込んでおります。また、臨時財政対策債の発行につきましては、前年度より1億190万円、67.5%減の4,910万円を見込んでおります。

これらの財源に加え、ふるさと応援基金などを活用し、第8次河北町総合計画「輝く人・町 夢と未来へ挑戦するまち」の3年目となります令和5年度の予算編成に当たりましては、先ほど施政方針で述べましたように、「みんなで支え合う安全・安心なまちづくり及び災害に強い快適な都市環境づくり」、「若者が選ぶまちづくり」、「オールかほくで応援する子育て支援」、「新たな魅力を発信しにぎわいのあるまちづくり」の4つを重点施策として位置づけ、編成したところであります。

歳出のうち、人件費につきましては、令和

5年度新規採用職員5名分を含む給与費等及び会計年度任用職員に係る報酬、期末手当及び費用弁償費用を各款にわたり計上しております。

以下、人件費以外について款ごとに主な内容を申し上げます。

1款議会費では、各常任委員会の行政視察、議会中継システム運用に係る費用、タブレット端末及び議会ペーパーレス会議システムに係る費用など、議会運営に係る費用を計上しております。

次に、2款総務費について申し上げます。

職員研修費では、市町村アカデミー研修や、職員の自主研修活動など各分野での業務の遂行能力研さん及び行政サービスの向上につながる全職員を対象とした研修に係る費用を計上しております。

I T推進費では、庁舎内のネットワーク全般に係る経費を計上するとともに、新たにR P A、業務プロセスの自動化に係る調査費を計上しております。

まちづくり推進費では、地域振興総合交付金について地区民が協力して実施する除雪活動に対する支援単価を引き上げるとともに、各地区における自主防災備品の購入補助の対象範囲拡大に要する費用を計上しております。

また、移住定住促進に係る事業として、新たに地域おこし協力隊として移住定住推進員を配置するとともに、ふるさと回帰支援センターを活用したセミナーの開催や、東京圏からの移住者に対する移住支援金に係る子育て世帯への加算金引上げに要する費用を計上するほか、旧町民プール跡地に整備を予定しております地元回帰促進住宅について、事業スキーム等の詰めを行い、取り組んでまいります。

若者・女性・町民総活躍推進事業では、引き続き町民の方々とまちづくりについて語る

機会を設けることを予定しております。

紅花活性化推進事業では、旧谷地西部保育所にあります紅花活性化施設及び園芸用温室栽培ハウスにおけるベニバナの通年栽培を継続するなど、地域おこし協力隊員によるベニバナ活性化のための費用を計上するとともに、温室栽培のベニバナを公共施設に展示するなどにより、町民のベニバナ愛の醸成に取り組むこととしております。

戸籍住民基本台帳費では、休日の窓口設置や職員の増員によりマイナンバーカードの取得促進に取り組んでおりますが、令和5年度も現行の体制を維持するとともに、より一層の普及促進のため、新たにひなの湯における申請受付、申請者への商品券の配付事業等に要する経費を計上しております。

次に、3款民生費について申し上げます。

社会福祉総務費では、福祉バス運行業務に係る費用や、河北町社会福祉協議会への補助、低所得世帯の冬の生活応援事業に係る費用を計上しております。

老人福祉費では、養護老人ホーム明鏡荘に係る西村山広域行政事務組合負担金のほか、高齢者世帯の緊急通報体制等の整備や、雪下ろし支援に係る費用などを計上しております。

児童福祉総務費では、子育て支援事業として、出生児及び小中高への進学時に応援金を支給する、かほく安心子育て応援事業の費用を計上しているほか、新たに発達障害等に関する知識を有する者による認定こども園への巡回相談に要する費用を計上しております。

医療給付費では、町単独の子育て支援策として、高校生までの医療費無料化に係る費用を計上しております。

児童福祉施設費では、県と協調した保育料の段階的無償化を実施するほか、町単独事業として、第3子以降全ての児童について保育料と副食費を無償とするための費用を計上し

ております。また、県外の認定こども園で発生した送迎バスへの置き去り事案によるバスへの安全装置の義務化を受けて、各園での安全装置設置のための補助に係る費用を計上しております。

次に、4款衛生費について申し上げます。

予防費では、母子保健事業における取組として、マタニティスクールの開催や乳幼児健診に係る費用を引き続き計上しております。

また、国による妊婦、子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施のための取組として、妊娠届出や出生届を行った妊産婦に対する給付金に係る費用を計上するとともに、母子保健コーディネーターを新たに配置し、妊婦、子育て世帯への支援体制を一層充実させるための費用を計上しております。

環境衛生費では、ゼロカーボンかほくの実現に向け、太陽光発電設備及び蓄電池の導入に係る支援を拡充するとともに、省エネルギー住宅へ改修するための断熱窓設置や、まきストーブ、ペレットストーブなど、木質バイオマス燃料機器設備の導入に係る補助費用を新たに計上しております。

また、令和4年度に実施した試行結果も踏まえ、高齢者等のタクシー利用助成事業を通年で実施するための費用を計上しております。

次に、5款労働費について申し上げます。

職業対策費では、未組織労働者の方への融資資金の預託に係る費用等を計上しております。

職業訓練センター費では、指定管理に係る費用等を計上しております。

次に、農林水産業費について申し上げます。

農業振興費では、イチゴ、花卉、サクランボ栽培への支援に引き続き取り組むほか、新たにエダマメ、大豆の栽培を促進するため、種子購入に対する補助費用を追加しております。

また、新規就農者支援として、就農研修生受入協議会に対する支援や、定住支援のための家賃補助、農業用機械の購入補助などを計上し、町内における新規就農者への積極的な支援を行ってまいります。

農商工連携推進費では、農商工観光連携に係るネットワーク会議の開催により、関係団体の連携強化を図るほか、地域商社が取り組むワイン醸造への支援に要する費用を計上しております。

次に、7款商工費について申し上げます。

商工総務費では、地域おこし協力隊と地域活性化起業人を活用した地域産業の振興に取り組む費用を計上しているほか、産学官連携による谷地高生の活動を支援するための費用を新たに計上しております。

商工業振興費では、国内最大級の起業支援に加え、店舗整備や特産品開発等を支援するための費用を計上しております。

観光費では、ポストコロナを見据えたインバウンド観光推進の強化を図るため、新たに民間企業と連携し、訪日外国人観光客の受入れ体制の構築に要する費用を計上しているほか、SNS広告を活用し、谷地どんが祭りなど町の環境コンテンツのPRに要する費用を計上しております。

観光施設費では、児童動物園のリノベーションプロジェクトに係る経費として、剥製動物館の解体工事費用及びリノベーションに向けた設計費用を計上しております。

次に、8款土木費について申し上げます。

道路維持費では、道路除雪に係る費用として、町道の除排雪、高齢者世帯などの間口除雪に係る費用のほか、除雪グレーダーの更新費用を計上しております。

道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金を活用した補助事業として、下野真木線に係る測量調査及び下野真木線ほか3路線に

係る工事費用等を計上しております。

また、町単独事業として、豪雨災害に対応した谷地工業団地線側溝整備工事費用のほか、谷地溝延線舗装修繕工事費用等を計上しております。

住宅費では、持ち家住宅の促進を図るため、持ち家の新築、または改築費用に対する補助を計上しております。

次に、9款消防費について申し上げます。

非常備消防費では、消防団員報酬引上げに係る費用を計上し、団員の処遇改善を図ってまいります。

消防施設費では、災害発生時の資機材運搬車の購入費用を新たに計上するとともに、購入後20年が経過した小型動力ポンプ付軽積載車2台に係る更新費用を計上しております。

水防費では、近年頻発傾向にある水害対策として、新たに押切地区への排水処理施設設置に係る設計費用を計上しております。

地域防災費では、空き家対策の新たな取組として、老朽化した空き家の除却に対する補助費用や、周囲に損害を与える危険性のある空き家について、町が所有者に代わって応急措置を行うための費用を計上しております。また、寄附を受けた老朽空き家の除却に加え、行政代執行も想定した空き家除却費用を計上しております。

次に、10款教育費について申し上げます。

事務局費では、今後の小学校の在り方を検討するための費用を引き続き計上するほか、不登校の児童生徒への支援充実のため適応指導教室指導員を1名増員する費用を計上しております。

I C T教育推進費では、I C T教育の充実のため、小学校における電子黒板増設に係る費用を計上しております。

小学校及び中学校の学校管理費では、多様化する児童生徒への支援を充実させるため、

学習生活指導補助員を5名増員する費用を計上しております。

芸術文化振興費では、全国規模の文化大会に出場した際の激励金を新たに計上しております。

体育施設費では、町民体育館の大規模修繕工事に向けて、アスベスト含有調査に係る費用を計上するほか、サン・スポーツランド河北の老朽化した高圧受電設備の更新費用を計上しております。

スポーツ振興費では、全国大会に出場した場合の激励金の支給額を引き上げるための費用を計上しております。

次に、12款公債費につきましては、長期借入償還金の増額により、1,409万円の増額となっております。

次に、13款諸支出金につきましては、交通安全対策費で高齢者によるペダルの踏み間違えによる事故を防止するため、後づけ安全運転支援装置の設置に対する補助費用を新たに計上しております。

以上が歳出の概要であります。

○漆山光春議長 ここで議長から申し上げます。

提案理由の説明の途中ですが、10時50分まで休憩とします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時50分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

森谷町長からの提案理由の説明を続けます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 引き続き、提案理由の説明を申し上げます。

歳入について申し上げます。

1款町税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から経済は緩やかに持ち直している傾向にあり、雇用情勢の改善が見られることや、令和4年度に償却資産が増えたことから、令和4年度より4,406万2,000円の

増額を見込んでおります。

2 款地方譲与税から10款地方特例交付金につきましては、令和5年度地方財政計画やこれまでの交付実績を勘案し、計上しております。

11款地方交付税につきましては、令和5年度地方財政計画等を踏まえ、令和4年度当初予算より1億436万5,000円、4.2%増の25億8,536万5,000円と見込んでおります。

13款分担金及び負担金につきましては、令和4年度から実施している給食費の半額助成について、令和5年度から全額を町負担として完全無償化を図ることとしたため大幅な減額となっております。

15款国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症関連国庫事業の減などにより、令和4年度より1億5,465万8,000円の減額となっております。

16款県支出金につきましては、認定新規就農者への補助事業の拡充、子供のための教育、保育給付費県費負担金の増額等があるものの、参議院議員選挙に関わる委託金の皆減等により、令和4年度同水準の予算規模となっております。

18款寄附金につきましては、ふるさとづくり寄附金において令和4年度当初予算同額の13億円を見込み、計上しております。

19款繰入金につきましては、ふるさと応援基金繰入金として、寄附者への返礼品に関連する費用をはじめとして、紅花振興や新規就農支援などの魅力づくりとにぎわい創出に関する事業や、高校生までの医療費の無償化、出産時及び小中高入学時に子育て世帯を応援するかほく安心子育て応援交付金、給食費の完全無償化などの子育て・教育に関する事業など、条例で定める各事業に充当することとして、15億4,289万3,000円を繰り入れることとしております。また、財政調整基金繰入金

につきましては、3億1,743万7,000円を繰り入れることとしております。

21款諸収入につきましては、令和4年度に体育館のアリーナ床改修に当たり活用したスポーツ振興くじ助成金の減などから、令和4年度より4,091万5,000円の減額を見込んでおります。

22款町債につきましては、新庁舎の整備が完了することに伴い、新庁舎整備事業債が皆減となったほか、地方財政計画に基づき臨時財政対策債を1億190万円減の4,910万円と見込んだことから、令和4年度当初予算から1億1,390万円の減額としております。

以上が歳入の概要であります。

次に、第2表債務負担行為につきましては、各事業に設定する期間及び限度額を定めるものであります。

次に、第3表地方債につきましては、各事業に充当する起債額の発行限度額を定めるものであります。

以上が令和5年度河北町一般会計予算の概要であります。

次に、議第9号令和5年度河北町国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

県が算定した令和5年度の国民健康保険事業費納付金は、県全体で約0.7%の減となっており、本町の納付金は1人当たりの診療費の動向と被保険者数の推計から約2.5%の増、金額にして1,111万9,000円の増額と示されました。

保健税率については、納付金算定と同時に県から示された標準保健税率を参考とすることとされておりますが、令和5年度においては国民健康保険基金を活用し、前年度と同率に据え置くこととしております。

今後も安定した事業運営を図るため、医療費の動向や財政状況を注視し、収納率向上による財源確保を進めるとともにジェネリック

医薬品の利用促進や被保険者が生き生きと健康な生活を送ることができるよう、保健事業の実施などにより医療費の適正化に努め、財政の健全化に引き続き取り組んでまいります。

予算規模は、歳入歳出総額22億1,828万3,000円となり、前年度より2億1,530万3,000円、率にしますと10.7%の増となっております。

それでは、その概要について歳出から申し上げます。

1款総務費では、医療給付費等の事務に係る会計年度任用職員の人件費、国保連合会への共同電算処理委託料及び国保連合会負担金などの経常的経費を計上しております。

また、町税費では、町税徴収に係る会計年度任用職員の人件費を計上しております。

2款保険給付費では、療養諸費及び高額療養費等を支給実績や被保険者数などの動向などを勘案して計上しております。また、出産育児諸費及び葬祭諸費は所要額を計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金では、市町村の被保険者数や医療費などに応じて県が算定した納付金について所要の額を計上しております。

4款共同事業拠出金では、所要額を計上しております。

5款財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

6款保健事業費では、被保険者の健康保持、増進のための健康づくり事業、疾病の早期発見、早期治療のための人間ドック委託料、データヘルス計画策定支援業務委託料及び特定健康診査受診勧奨等の事業費などを計上しております。

また、いきいき健康づくりの推進事業として、町民プール施設とひなの湯の入浴で利用できる共通券の交付を継続し、被保険者の健

康保持増進を図ることとしております。

7款基金積立金では、国民健康保険基金の利子相当分を積み立てるものであります。

8款公債費では、一時借入金の利子及び財政安定化基金償還金を、9款諸支出金では、被保険者の異動に伴う保険税の還付金及び高額医療費貸付金などの所要額を計上しております。

10款予備費では、所要額を計上しております。

次に、歳入について申し上げます。

1款国民健康保険税では、税率改定を行わないこととしており、引き続き収納率の向上に努め、収入の確保に取り組んでまいります。

2款使用料及び手数料では、所要額を計上しております。

3款国庫支出金の災害臨時特例補助金は、存目計上であります。

4款県支出金の保険給付費等交付金では、歳出の保険給付費に相当する普通交付金及び保険者努力支援取組評価分などの特別交付金を計上しております。

5款財産収入では、基金の利子相当分を計上しております。

6款繰入金では、一般会計及び国民健康保険基金からの繰入金を計上しております。

7款繰越金は、存目計上であります。

8款諸収入では、延滞金、交通事故に伴う第三者納付金、高額医療費貸付金及び出産育児一時金貸付金の償還金などを計上しております。

以上が、令和5年度河北町国民健康保険特別会計予算の概要であります。

次に、議第10号令和5年度河北町西里財産区特別会計予算について申し上げます。

予算規模は、歳入歳出総額90万3,000円となり、前年度より10万1,000円、率にしますと、12.6%の増となっております。

歳出につきましては、一般管理費では、管理会の役員報酬や、予算書の印刷に係る費用などを、財産管理費では、山検分や下刈り作業に対する謝礼、西里財産区に関する歴史が刻まれた石碑への案内看板の設置に係る費用を計上しております。

歳入につきましては、令和2年度から、引き続き区内からの協力金を徴収せず、西里財産区管理運営基金からの繰入金を計上しております。

以上が令和5年度河北町西里財産区特別会計予算の概要であります。

次に、議第11号令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

予算規模は、歳入歳出総額3,104万2,000円となり、電気料金高騰に伴う光熱水費や公営企業会計移行に伴う支援業務委託料が増加したことから、前年度より173万2,000円、率にしますと、5.9%の増となっております。

本町の農業集落排水事業は、令和5年1月現在、舞台、吉野、荒小屋の3地区の住宅など123戸のうち111戸が接続しており、水洗化率は90.2%となっております。なお、事業所、公民館など5か所を含めると、接続件数は116件となっております。

それではその概要について歳出から申し上げます。

1款事業費では、処理施設の維持管理委託料、公営企業会計移行に伴う支援業務委託料、処理施設内汚水流量計の修繕に伴う工事請負費並びに、水道事業会計への人件費分負担金が主なものであります。

2款公債費は、借り入れた長期借入債の償還金と利子を計上しております。

次に歳入について申し上げます。

1款使用料及び手数料では、施設使用料と、督促手数料を計上しております。

2款繰入金は一般会計からの繰入金であり

ます。

3款繰越金では、前年度と同額を計上しております。

4款町債は、公営企業会計適用事業に充当するものであります。

以上が令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計予算の概要であります。

次に、議第12号令和5年度河北町公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算規模は、歳入歳出総額9億2,673万3,000円となり、総務管理費、下水道維持費及び管渠建設費が増加したものの、流域下水道費、公債費が減少したことから、前年度より946万2,000円、率にしますと1.0%の減となっております。

本町の下水道事業は、供用開始から35年目に入り、令和3年度末における処理区域面積が611.6ヘクタール、処理区域内戸数が4,928戸、人口比の普及率が88.4%、戸数比の水洗化率が84.5%となっております。

また、本年1月末での接続戸数の状況を申し上げますと、住宅などが4,214戸、事業所、公共施設などが460か所、合計4,674件となっております。

令和5年度は、主に新吉田、下槇、高嶋、溝延地区への管渠建設と、下水道施設の維持管理や、マンホールポンプ等設備更新工事、さらに、公営企業会計移行業務に重点を置き予算編成を行ったところであります。

歳出から申し上げます。

1款公共下水道事業費の総務管理費では、下水道普及促進のための事務費及び下水道使用料などの徴収業務委託経費並びに下水道関係各団体の負担金などのほか、公営企業会計への移行業務の経費を計上しております。

下水道維持費では、下水道施設を適正に機能させるためのマンホールポンプの維持経費や、流域下水道維持管理負担金及び排水設備

等設置改造資金利子補給金の経費を計上しております。

管渠建設費では、管渠整備の補助事業として2億2,000万円、同じく単独事業として1億円をそれぞれ計上し、面整備の拡大に努めるものであります。

主な工事箇所といたしましては、新吉田、下槇、高嶋、溝延地内などを予定しております。また、マンホールポンプ等の設備更新を行います。

2款流域下水道費では、最上川流域下水道村山処理区の公共下水道建設負担金などを計上しております。

3款公債費では、長期借入債の償還金と利子を計上しております。

次に、歳入について申し上げます。

1款分担金及び負担金では、令和3年度、令和4年度賦課分及び5年度賦課予定分を計上しております。

2款使用料及び手数料の下水道使用料は、下水道接続件数や、前々年度の公共下水道事業決算、前年度の決算見込み及び今後の水道使用料需要の動向により計上しております。

3款国庫支出金では、補助対象事業費2億2,000万円に対する額を計上しております。

4款繰入金では、本特別会計への一般会計からの繰入金を計上しております。

7款町債は、公共下水道、流域下水道事業及び公営企業会計適用事業に充当するものであります。

以上が令和5年度河北町公共下水道事業特別会計予算の概要であります。

次に、議第13号令和5年度河北町介護保険特別会計予算について申し上げます。

介護保険事業につきましては、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画において、高齢者の介護問題を社会全体で支え合う、「みんなに優しい、ふれあい長寿

の町」を基本理念とし、誰もがいつでもどこでも必要とするサービスを利用できる地域社会づくりを目指すこととし、各種施策と目標を掲げているところであります。

要介護認定者数は、令和5年1月末現在で1,121名となっており、前年度と比較し、認定者数、要介護認定率ともほぼ横ばいの状況にありますが、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類感染症に移行することから、減少傾向にあった介護サービス利用者数が増加することも予想されます。

このような状況を踏まえ、健康づくり推進事業等と連携した介護予防や給付の適正化に取り組むとともに、利用者ニーズを把握しながらサービス基盤の充実を図ってまいります。併せて、自立支援、重度化防止に向けた取組の推進や、認知症高齢者への支援に力を入れてまいりたいと考えております。

本年度の予算規模は、歳入歳出総額24億4,935万2,000円となり、前年度より4,723万5,000円、率にしますと、1.9%の減となっております。

それでは、その概要について歳出から申し上げます。

1款総務費では、介護保険事務電算処理業務委託料、寒河江市西村山郡介護認定審査会負担金、主治医意見書作成料、認定調査委託料等の事務的経費を計上しております。

2款保険給付費では、前年度の決算見込みに基づき、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、審査支払手数料、高額介護・予防サービス費、高額医療合算・介護予防サービス費、特別給付費、特定入所者介護・予防サービス費の所要額を計上しております。

3款財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

4款基金積立金では、介護給付費準備基金の利子相当額を計上してあります。

5款地域支援事業費では、要介護、要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象とした新しい総合事業を主体とする介護予防事業や包括的支援事業及び任意事業を行う事業費を計上しております。

6款公債費では、一時借入金の利子を存目計上しております。

7款諸支出金では、第1号被保険者の保険料還付金等を計上しております。

8款、予備費では、所要額を計上しております。

次に、歳入について申し上げます。

1款保険料では、第1号被保険者の保険料相当額を計上しております。

2款使用料及び手数料では、督促手数料を存目計上しております。

3款国庫支出金では、国庫負担金として、保険給付費に伴う介護給付費負担金を計上し、国庫補助金としては、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を計上しております。

4款支払基金交付金では、社会保険診療報酬支払基金から交付される、保険給付費に伴う介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を計上しております。

5款県支出金では、県負担金として、保険給付費に伴う介護給付費負担金を計上し、県補助金として地域支援事業交付金を計上しております。また、県で設置しております財政安定化基金からの交付金及び貸付金を存目計上しております。

6款財産収入では、介護給付費準備基金の利子相当額を計上しております。

7款繰入金では、介護給付費や地域支援事業費、低所得者の介護保険料の一部を公費負担することなどに伴う一般会計からの繰入金を計上しております。

8款諸収入では、1号被保険者延滞金、加算金及び過料等を存目計上しております。

9款繰越金は、存目計上であります。

以上が令和5年度河北町介護保険特別会計予算の概要であります。

次に、議第14号令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

後期高齢者医療保険につきましては、今後さらに高齢者が増加することに伴い、保険給付費の増加が予測されますが、令和5年度においても、山形県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、引き続き医療費の適正化に努めてまいります。

予算規模は、歳入歳出総額2億5,358万1,000円となり、前年度より1,732万6,000円、率にしますと6.4%の減となっております。

その概要について歳出から申し上げます。

1款総務費では、電算処理などの事務的経費及び保険料徴収に伴う事務的経費を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、被保険者の保険料と、低所得者に対する保険料の軽減措置分を計上しております。

3款諸支出金では、被保険者の異動に伴う保険料還付金及び還付加算金を計上しております。

4款予備費では、所要額を計上しております。

次に、歳入について申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料では、被保険者の保険料収納見込額を計上しております。

2款使用料及び手数料では、存目計上であります。

3款繰入金は、一般会計からの繰入金であります。

4款繰越金は、存目計上であります。

5款諸収入では、延滞金及び保険料還付金などを計上しております。

以上が令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

次に、議第15号令和5年度河北町水道事業会計予算について申し上げます。

令和5年度予算は、良質な水の安定供給と効率的な水道事業経営を目標として編成したところであります。

その予算の概要について申し上げます。

第2条業務の予定量は、給水戸数6,275戸、年間総給水量を約219万立方メートル、1日平均給水量を5,974立方メートルと見込んでおります。この給水量は、前々年度の水道事業決算、前年度の決算見込み及び今後の水需要の動向を踏まえ定めたものであります。

第3条に定める収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の第1項営業収益の主なものは、料金収入であり、そのほかに、農業集落排水事業及び公共下水道事業の人件費負担金などがあります。

第2項の営業外収益は、長期前受金戻入益などで、水道事業収益の予定額は4億9,594万2,000円を計上しております。

次に、支出の第1項営業費用は、施設の維持管理費、受水費、人件費、受託工事費、固定資産減価償却費などが主なものであります。

第2項営業外費用は企業債利息などであり、水道事業費用の予定額は4億9,288万3,000円を計上しております。

第4条に定める資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は、第1項工事負担金で、資本的収入3,862万1,000円を計上しております。

次に、支出の第1項建設改良費は、下水道工事に伴う配水管移設などで、第2項企業債償還金及び第3項予備費を含めまして、資本的支出1億2,259万円を計上しております。

なお、資本的支出に対し不足する額8,396

万9,000円は、損益勘定留保資金などで補填する予定であります。

また、第5条及び第6条は、予定支出における流用に関する事項を定め、第7条は、棚卸資産の購入限度額を定めております。

以上が、令和5年度河北町水道事業会計予算の概要であります。

次に、議第16号河北町個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、河北町個人情報保護条例を廃止するとともに、個人情報の保護に関する法律の施行に関して必要な事項を規定する必要があるため提案するものであります。

次に、議第17号河北町情報公開・個人情報保護審査会条例の設定について申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、河北町情報公開・個人情報保護審査会を設置し、必要な事項を規定する必要があるため提案するものであります。

次に、議第18号河北町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について申し上げます。

この条例は、高齢期職員の多様な働き方に対応するため、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次に、議第19号河北町役場庁舎建設基金条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

令和4年度をもって新庁舎の整備事業が完了することに伴い、基金を廃止する必要があるため提案するものであります。

次に、議第20号河北町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について申し上げます。

河北町個人情報保護条例を廃止し、河北町個人情報の保護に関する法律施行条例を設定するに当たり、関係条例の一部を改正する必

要があるため提案するものであります。

次に、議第21号河北町課制条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、町の組織機構を見直すため、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次に、議第22号河北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、職員の地域活動への参加等に係る特別休暇の見直しを図るため、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次に、議第23号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、職員の職制の明確化を図るため条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次に、議第24号河北町職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について申し上げます。

この条例は、職員の高齢者部分休業に係る給与の取扱いについて、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次に、議第25号河北町学校給食センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

学校給食費の無償化を実施するに当たり、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次に、議第26号河北町子ども・子育て会議条例及び河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴

い、所要の規定の整備を行うため条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次に、議第27号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について申し上げます。

この条例は、児童福祉施設における安全管理の徹底に係る規定の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次に、議第28号河北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、出産育児金の支給額を引き上げるため、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次に、議第29号河北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、消防団員の報酬額を引き上げるため、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次に、議第30号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について申し上げます。

介護認定審査会の運営を円滑に進めるため、審査会委員の定数を変更する必要があるため提案するものであります。

次に、議第31号ロータリー除雪車の取得の一部変更について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種部品の世界的な供給不足により、製造に遅延が生じ、納入期限を変更する必要があるため、契約内容の一部を変更するものであります。

次に、議第32号移動図書館車の取得の一部変更について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う各種部品の世界的な供給不足により製造に遅

延が生じ納入期限を変更する必要が生じたので契約内容の一部を変更するものであります。

次に、議第33号河北町副町長の選任についてご説明申し上げます。

副町長河内耕治氏は、令和5年3月31日に任期満了となりますので、引き続き同人を河北町副町長に選任いたしたく、議会の同意を求めます。

以上、本定例会に提案しております33議案の提案理由についてご説明申し上げます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○漆山光春議長 次に、議会運営委員会委員長「3番槇正義議員」

○3番（槇正義議員） それでは提案理由の説明を申し上げます。

議員発議第1号河北町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について申し上げます。

今般個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体における個人情報保護制度は法に基づき取り扱われることとなりますが、議会は法の適用対象外とされております。

しかしながら、町議会においても引き続き個人情報の保護に取り組む必要があることから、新たに河北町議会の個人情報の保護に関する条例を設定しようとするものです。

それでは、各章の設定内容について申し上げます。

第1章は、本条例の設定目的、用語及び議会の責務について定めるものです。

第2章は、町議会における個人情報等の取扱いに関し、個人情報の保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限、その他必要な事項を定めるものです。

第3章は、町議会が保有する個人情報ファイルに関し、その作成、適用除外、その他必

要な事項を定めるものです。

第4章は、町議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関し、その手続、開示義務、開示決定等の期限、開示請求手数料、その他必要な事項を定めるものです。

第5章は、開示決定等に関わる審査請求に関し、河北町情報公開・個人情報保護審査会への諮問、その他必要な事項を定めるものです。

第6章は、正当な理由がない場合に個人情報の提供をした場合等に関わる罰則について定めるものです。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上、よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○漆山光春議長 以上で、施政方針表明及び提案理由の説明を終わります。

○漆山光春議長 日程第7、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

○漆山光春議長 最初に、議第2号令和4年度河北町一般会計第10回補正予算の専決処分についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（2番の通告あり）

「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 1点だけお聞きします。

10ページ、8款2項2目の道路除雪費であります。

2月3日に専決ということで、いつもよりも早い排雪が行われたというふうに認識しております。私の認識では、これまで排雪というのは山口の観測所でおおむね1メートル以上の積雪があって初めて豪雪対策本部が設置され、それに伴って排雪されるのかなと思っていたのですが、今回は雪も、積雪量も少ない中で早めの排雪ということで、大変町民にも喜ばれていますし、特に町内外の宅配業者からは非常に喜ばれているというような声も聞こえてきます。

そういった中で、この排雪に対する考え方をちょっとここでもう一度明確にお聞かせいただきたいと思います。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 今回第10回の専決というようなことで、2月3日、させていただきました。1月現在でかなり予算の執行状況がかさんでいましたので、専決せざるを得ないというような見通しを立てた中で進めたものです。また、今御質問にあったように、排雪作業のほうも必要性を感じておりました。

排雪作業の基準というものについては、必要に応じて、必要な場合にはしなきゃいけないというような考え方に基づいてやっておりますので、災害対策本部とかの設置に基づいて排雪作業がスタートというふうな考え方は持ち合わせておりません。今後とも必要に応じた排雪作業というものは進めていきたいと考えております。

以上です。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 分かりました。私はもうしっかりと、私の中のルールじゃないんですけども、少なくとも私議員やってから、かなりの苦情といたしますか、雪に関する情報提供が寄せられてからやっと排雪するというような思いがあったので、そのところを確認

したかったということで質疑させていただきました。

本当に除排雪というのは、町民に一番見える行政サービスかなと、私は思います。今後とも、そういった町民の声をしっかりと聞き入れて、快適、安全な除雪作業に努めていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○漆山光春議長 以上で、2番齋藤隆議員の質疑を終わります。

以上で、質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第2号令和4年度河北町一般会計第10回補正予算の専決処分については原案のとおり承認しました。

○漆山光春議長 次に議事の都合上、令和4年度河北町一般会計第11回補正予算に関する議案について先議します。

最初に、議第31号ロータリー除雪車の取得の一部変更についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 議第31号ロータリー除雪車の取得の一部変更について申し上げます。

ロータリー除雪車は、各種部品調達により加工、組み立てを行い製作されるものですが、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響と、国際情勢の変化もあり、海外からの調達部品について海上輸送や人員不足など複合的な要因により入荷遅れが生じております。

その結果、国内におけるロータリー除雪車

の製作に遅延が生じ、納入が送れる見込みとなっており、以上のことから、当初の納入期限令和5年3月31日を令和5年11月31日に契約内容の一部を変更するものであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第31号ロータリー除雪車の取得の一部変更については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第32号移動図書館車の取得の一部変更についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「日下部生涯学習課長」

○日下部敦子生涯学習課長 議第32号移動図書館車の取得の一部変更についてご説明申し上げます。

当該移動図書館車取得事業につきましては、株式会社林田製作所代表取締役林田廣一と、納入期限を令和5年3月30日まで、契約金額を1,514万3,000円として契約を締結し、令和4年5月17日に議会の議決をいただいたところですが、世界的な半導体の供給不足などの理由によりまして、ベースとなる車体の納入に時間を要したところでございます。

そのため、車体の納入後に予定していた図書館積載のための荷台部分の製作など、製造工程に遅れが生じたため、当初の納入期限を

令和5年3月30日としておりますが、これを令和5年6月30日まで延長したく、契約の一部を変更するものであります。

以上よろしくお願ひいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第32号移動図書館車の取得の一部変更については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第3号令和4年度河北町一般会計第11回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（10番、12番の通告あり）

10番、12番。落ちありませんか。

それでは、「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 一般会計第11回補正予算について質疑します。

24ページの2款1項4目公共施設維持補修基金積立金8,000万円余りでありますけれども、補修目的の公共施設とはどんなものを想定しているかということ、それから、この積立とはどんなタイミングで行うのか。目標額幾らまで積み立てるか。今回積み立てたときに合計幾らになるのかについてお聞きします。

それから、26ページ、2款1項8目新庁舎整備費の1,700万円余りの減額であります。これが最終になるのかなど。合計幾らになる

かということについて説明を求めます。

それから、34ページ、3款1項1目社会福祉総務費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金が2,400万円余りの減額、給付分としては1,900万円、190世帯掛ける10万円が支給されない見通しだということですが、結構大きい数字といたしますか、世帯が申請をしなかったということなのか、なぜ減額かという、最初見込みが大きかったのか、その辺のところの説明を求めたいと思います。

それと、国からの支出金が財源に想定されていたんですが、この辺のところの2,400万円というのは、ここに使わなければほかの財源としても使えたのかどうか、最初から正確に見込んでほかの財源にも使うとか、そういったことが在り得たのかどうかもお聞きしておきたいと思います。

それから、50ページ、7款1項5目どんがホール費の指定管理料が50万円増額ということですが、電気料が高騰しているという対応かなとは思いますが、指定管理の契約が5年間、全部一括して5年間ほぼ同額でやっていこうという中で、特別な事情が生じるとこういうふう指定管理料を増やすというふうな対応をしているんだと思いますが、そういう意味では、人件費も見直しをしなきゃいけないんじゃないかと。国も合わせて人件費を、給料を上げていこうという動きにしているわけですが、そのことも5年間の契約に拘束されずに見直しをしていくと、そういったものかどうか。これは、指定管理料全般についてお聞きしたいんですが、そういったお考えかどうかお聞きしておきたい。

それから、52ページ、8款2項2目消雪装置維持費であります。

光熱水費として139万2,000円の増額であります。これは、町内の谷地八幡宮の参道に当

たる部分のところが、無散水の、電気ヒーターを使って無散水にしているところの電気代かなと思うんですけども、もともと幾ら見てあって、合計すると幾らぐらいになるのか。その道路というのはどの程度のボリュームだったかなと。道路幅と、その延長、電気式だどのぐらいかかるか、この際合計として幾らになるかというところをちょっとお聞きしておきたいと思います。

それから、62ページ、10款2項1目の……、これは先ほど町長説明あったので、これは外します。

64ページです。10款4項1目社会教育総務費、職員給として352万1,000円、ここにだけ人件費の増額があるので、何かなということでお聞きを求めたいと思います。

それから、64ページ、10款5項2目体育施設費ということで指定管理料があります。186万円の増額ですが、これも先ほどのどんがホールと同じように電気料金の分の見直しかと思うんですが、ここも人件費などもあるので、この辺の5か年契約の見直しという点での指定管理料の人件費分でも見直しというのはあるべきだと思うんですが、どういうお考えか、これも併せてお聞きしておきたい。

以上お聞きします。

○漆山光春議長 ここで議長から申し上げます。

木村議員の質疑の途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩とします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時00分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

質問を続けます。

「牧野企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 24、25ページの2款1項4目企画財政費の中の公共施設維持補修基金の質問でありますけれども、まずは、対象の公共施設でありますけれども、

公共施設維持補修基金の設置条例もございませんが、公共施設という名称でしか書いておりませんので、様々な施設、道路等も含めた、箱物も当然あつての施設というふうに、対象になろうかと思ひます。

財政を預かる私どもとしましては、どちらかといえば箱物を念頭に置いているところであります。

目標額とか積立てのタイミングでありますけれども、今回の3月補正で8,000万円余りの積立てを予定しておりますけれども、その8,000万円の積立てで2億9,400万円余りになる予定であります。

基金の目標額とタイミングでありますけれども、特に目標額やタイミングを決めているものではありません。町の公共施設の維持補修でありますので、相当な金額が予想されるというふうに思ひます。財政計画の策定上で各施設の所管課から施設のそろそろ大規模改修が必要ではないか、などというような要求も当然上がつてきております。そういったものに向けまして、なるべく速やかにできるようにということで、特に目標額も設けませんし、できるだけ積んでいきたいというふうには考えているところであります。

次に、50ページ等でもありました7款1項5目どんがホールの指定管理料とか、体育施設の指定管理料の質問がございましたので、そちらについてもご回答したいと思います。

このたび指定管理料の補正を何か所か予定しておりますけれども、今回の補正は全部電気代です。昨年の11月から高压電力のところが高値になっております。大体2割ぐらい上がっているんでしょうか、平均すると。今の想定指定管理料の中ではとてもできないということでありますので、必要なところは補正を今回見込んだところであります。

ご質問にありました人件費等の見直しであ

りますけれども、最近の物価高の状況でいろいろな企業さんとかが給料を上げましようみたいなニュースがよく出ているところであります。そういった流れがあるかとは当然思ひます。その後、町のほうのところの公務員の給料や最低賃金ももっと上がるようになって、指定管理料の中では、当然指定管理者が雇っている人たちの生活も当然ありますから、そういった方たちの給料も上げなければならないような事態が出てくることも当然予想されますので、そういったことになれば当然見直しは行ふというふうになろうかと思ひます。

その際に、新たにまた債務負担を設定するというようなことも出てくるかと思われます。以上であります。

○漆山光春議長 「後藤総務課長」

○後藤浩新庁舎整備課長 2款1項8目の新庁舎整備費に関してでありますけれども、このたびの補正につきましては、解体工事のほうは1月末で完了したというふうなところから、そちらのほうの金額を実績に、契約額に合わせて減額したというふうなことになることになってございます。

その事業費等を踏まえまして、総事業費というふうなことでありますけれども、平成29年度から始まりました庁舎建設につきましては、費目としては一般管理費から始まりまされたので、一般管理費並びに新庁舎整備費というふうな費目の合計といたしましては、39億4,600万円ほどというふうなことになることになってございます。

ただ、現在南側駐車場外構工事を施工中でありますので、そちらが完了していないところから、今年度予算については、若干でありますけれども、土木工事というような費目に、まだ精算していない部分は残してあるというふうなところを含みおきいただき

と思います。

ページ飛びますけれども、10款4項1目の社会教育費の中の職員給料に大きな増額があるというようなことでありますけれども、こちらにつきましては、今年度年度途中で、7月1日でありますけれども、人事異動がありまして、その中で、この社会教育総務費で支出されるべき職員の異動もあったというふうなことであります。

通常人件費につきましては、9月、あるいは12月に人事を踏まえた、またその他の異動を踏まえました異動というふうなことで、組替え、増減というふうなものをするわけですが、その際に、この社会教育総務費の費目につきましては、組替えをしなかったと、増をしなかったというふうなことであります。職員が失念したというようなことでありますけれども、その結果として、社会教育総務費の給料費が不足するというふうなことになりましたので、今回大きな増額というふうなことになったものでございます。

○漆山光春議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 34、35ページの3款1項1目社会福祉総務費の中の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の1,900万円の減額に対して、理由は何かというふうなことのお尋ねであります。最初の給付の概要であります。新型コロナウイルス感染症が長期化する中、物価高騰等に直面している方々に速やかに生活、暮らしの支援をするために、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し臨時特別給付金を給付するというふうな目的のものでございます。

予算を見込んだときに、約370世帯というふうなもので予算化をさせていただきました。この370世帯に対しまして、実績としては180世帯というふうなことになりましたので、その分減額が生じたというふうなことになるか

と思います。

それで、予算を見込む際に一つの考え方として、まず1つは、この予算、対象者を絞り込むときに、漏れとか抜け落ちとかはあってはならないというふうなことが一つと、より対象者に対しスピーディーに支給をしなければならないというふうなことを踏まえまして、その対象とする世帯について可能性を排除しない幅広い世帯ということで見積もりを行ったところ370世帯ほどになってしまったというふうなことでございます。

実際、結果的に確定したものが180世帯というふうなことになってしまいまして、その部分、差分について今回減額補正をさせていただいたというふうな内容になっております。

また、歳入についてなんですが、これは、10分の10というふうな国の事業でありますので、15ページのほうの歳入のほうにもありますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金というふうなことで、同額1,900万円の減額を行っているところでありまして、この事業のみを対象とするものでありまして、それ以外のものには使えないというふうなことを確認しております。

以上でございます。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 8款2項2目道路維持費の中の消雪装置のほうの光熱水費でございます。

今回139万2,000円増額計上させてもらっています。今年度の経緯を申し上げますと、当初予算で253万円計上させていただきました。その後、12月補正で電力価格の高騰というのは見通し、まだ使用していない中ではありましたが、若干高くなるだろうというふうな見込みの中で35万円ほど増額した中ではありますが、改めて、今回3月補正で12月の使用料が確定したものをベースに置きながら

前年の金額に反映して、今後1月から3月までの使用料というものを、割合をする中で、今回必要な額ということで総額427万2,000円となるような予算計上とさせていただいたものです。

この消雪装置の維持費のほうの電気料につきましては、木村議員おっしゃるとおり、谷地八幡宮前のロードヒーティングと併せて溝延地区の消雪道路、あとは大道端の消雪道路、あと岩根、岩根上の消雪道路、それ全体での電気料金というようなことでご理解いただきたいと思います。

あと、併せてロードヒーティング側の幅員などについて先ほどお尋ねでしたけれども、延長が約105メートルほどの区間の中で、道路の幅員が、両側側溝があるわけですが、そこを含めての幅員が5メートルから7メートルと、変則な道路幅員になっています。その中に石畳があってロードヒーティングということですが、実質のロードヒーティングの面積、石畳の面積は、約540平米というものです。

以上です。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 大体説明分かりました。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、積極的に漏れとか抜けとか落ちた人がないようにということでの最大限を見込んだと、積極的な予算化だったという点は、逆に半分以上残ったということでもありますけれども評価しておきたいと思います。

それから、どんがホール費とか体育施設費などの指定管理料については、人件費についても今後状況によっては見直しもあり得るというふうな答弁なので、ぜひそういう機会を捉えて、そこに働く人たちの生活もしっかり支えていくというふうな人件費を考えてもら

いたいというふうに思います。

それで、10款4項1目社会福祉総務費の職員給与の問題でありますけれども、失念していたということですが、給料をちゃんと、誰かの分ですか、計算してもらえていなかったということのようですが、一つは、支払いはちゃんとされていたことだとは思いますが、そこは大丈夫だったかどうか。給料をその分計算していなかったというのはどういういきさつだったのかなど。なぜ、逆に言うと、気がついたのか。その再発防止策はどうしていくかなどということについて、改めてお聞きしたいと思います。支払いはなぜ間に合ったといいますか、支払いはできていたのかについてもお聞きしておきたいというふうに思います。このことについてもう一度お聞きします。

○漆山光春議長 「後藤総務課長」

○後藤浩新庁舎整備課長 給与の支払いについては、職員本人には当然のことながら支払いはされていたというようなことであります。

内容といたしましては、同じ10款の中の違う費目のほうから、不足していた分については支払いをしていたというふうなことであります。

今回補正をいただきましたので、その後についてでありますけれども、来るべき今月の給料については、その費目から当然支出するというふうなことになります。また、不足していた分、これまで払った分については、決算となるべき額を踏まえまして計上の処理をするというふうなことになります。

なぜ気がついたかということでもありますけれども、毎月給料の支払いの折には伝票というふうなものを作成するわけですが、その中で予算の現額と今回の執行額で残額というふうな数字が出ますので、その折に、これは不足するというようなことが分かったと

いうふうなことであります。

再発防止というふうなことでありますが、給料といたしましては、給料の担当者がいるというふうなことから、ほかの人と一緒に作業するというふうなものではありませんが、補正の折には補正の額の各費目ごとの明細というふうなものも、係長並びに課長も目にして補正予算を編成するというふうなことになりますので、その辺で、まず係長、課長も気がつかなければいけなかったということでもありますので、その辺は今後十分留意したいと考えております。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 給料の場合、これは社会教育課のところですが、総務課長が答弁しているように、ということは総務課のほうで管理していると。私の感覚として、そういうことであれば、何か全部一緒に、役場全職員の分を一気にやっているかと思うとそうではなくて、それぞれの款に当てはめた、その中から計算しているので、全体はとにかく合計が足りなくなければ分からないみたいなことではなくて、それぞれの款ごとに一応計算は、チェックはしていくと。

それで、2月分ですか、やけに足りないとか、そういう形で気がついたということなのかどうか。もしかして、間違いがあってもなかなか気がつきにくい、給料計算というのは気がつきにくいものなのかどうか。みんなでチェックするというわけにはいかないと、誰が幾らもらっているなんて明らかにすべきじゃないということもあるでしょうからそういうことなんです、そこはどういうふうにチェックすべきか。

再発防止という点で、今課長からは、係長、課長がしっかりチェックするようにしていくということですが、なかなか現実的でないのではないかというような気もするんですが、

その辺、どうしたらいいのか、しっかりと再発防止というのを示してほしいんですけどもいかがですか。

○漆山光春議長 「後藤総務課長」

○後藤浩新庁舎整備課長 職員ごとの給与の計算というふうなものは人事給与システムというようなシステムがございまして、それを基に担当職員が一人一人の計算をして予算のほうと結びつけて差引きの計算をするというふうなことになっております。

その一人一人の計算をするのは、ほかの職員はタッチしないといいますか、担当職員が一人でやっております、その点では非常に責任は重いということになりますけれども、そこについては、なお担当職員がチェックをするというようなことしかないのかなと考えております。

また、予算の差引き不足ということにおきましては、先ほども申し上げたとおり、補正予算の編成の折には、そういった人事の新旧の給与、あるいは手当の差引きの明細、あるいは今回補正をするというふうなものの明細は、当然係長、課長が目になりますので、編成上のミスについては係長、課長がしっかりと留意するということだと思います。

○漆山光春議長 以上で10番木村章一議員の質疑を終わります。

次に、「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） それでは、私から1点お聞きします。

57ページ、8款5項1目住宅費、移住定住促進事業費補助金340万円ですけれども、この施策すごく人気が高いと私も聞いております。私の知り合いでも移住を考えると、こういう制度があるということを知りまして、これを活用させていただきまして大変助かりましたというご意見を聞いたことがあります。

この補助金がこの時期に出るということと、

340万円の積算内容をお聞きいたします。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 56、57ページ、8款5項1目の移住定住補助金です。

今回340万円を追加補正させてもらいました。今年度当初予算におきましては、1,500万円を計上させてもらいまして、今事務のほう進めていますけれども、今現在の実績で申し上げますと、18件の申請者がございまして、そこに関わる支出がある中で、さらに現在既に申請をしていきたいというような方、新たな方がさらに4件、現時点でございまして、新年度を待たずして速やかに補助金の交付を進めたいという考えの下に、3月補正の中で、今回若者世帯として該当する2世帯と、若者世帯として該当しない2世帯、合わせて4件の申請を見込んで今回計上させてもらいました。

昨年ですと申請件数が令和4年で18件でございましたので、今年度は昨年よりも件数的には伸びているというような状況にあるようです。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） とても素晴らしい実績を語っておられますね。今度、旧町民プールの跡地の分譲にでも、この制度を使えるという説明がございましたので、やはり、そういう移住定住の起爆剤として、こういうものがうまく活用されるということを願っております。本当に素晴らしい制度だと思いますので、これからもしっかりこの施策を進めていただきたいと思います。

終わります。

○漆山光春議長 以上で、12番細矢誓子議員の質疑を終わります。

以上で、質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決いたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第3号令和4年度河北町一般会計第11回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第4号令和4年度河北町国民健康保険特別会計第4回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第4号令和4年度河北町国民健康保険特別会計第4回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第5号令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第4回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第5号令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第4回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第6号令和4年度河北町介護保険特別会計第4回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第6号令和4年度河北町介護保険特別会計第4回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第7号令和4年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第7号令和4年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第33号河北町副町長の選任についてを議題とします。

河内副町長の退席を求めます。

(河内副町長 退席)

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

暫時休憩します。

休 憩 午後1時26分

再 開 午後1時26分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩新庁舎整備課長 失礼いたしました。

それでは、議第33号河北町副町長の選任についてご説明申し上げます。

副町長河内耕治氏につきましては、令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同人を副町長に選任したく、地方自治法第162条の規定により提案するものであります。

河内氏の経歴については別紙のとおりでございます。

以上であります。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

お諮りします。

本議案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。なお、採決の方法は無記名投票をもって行いたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議案については、質疑、討論を省略し、採決方法は無記名投票により行うことに決定しました。

議場の閉鎖を命じます。

(事務局員 議場を閉鎖する)

ただいまの出席議員数は議長を除き11名で
あります。

お諮りします。会議規則第30条第2項の規
定により、立会人に

4番 佐藤修二 議員

9番 丹野貞子 議員

の両名を指名したいと思えます。これに異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、立会人に4番佐藤修二議員、9番
丹野貞子議員の両名を指名します。

投票用紙を配付させます。

(事務局員 投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする者は「賛成」と、否とする
者は「反対」と明記願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明
らかでない投票は、会議規則第79条の規定に
より否とみなします。

投票箱を改めさせます。

(事務局員 投票箱を改める)

異状ありませんか。

(「なし」の声あり)

異状なしと認めます。

これから投票を行います。議席順に投票を
お願いします。

(議席順に投票)

投票漏れありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これから開票を行います。4番佐藤修二議

員、9番丹野貞子議員の開票立会いをお願い
いたします。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 11票

反対 0票

以上のとおり賛成全員であります。

よって、議第33号河北町副町長の選任につ
いては原案のとおり同意することに決定いた
しました。

議場の閉鎖を解きます。

(事務局員 議場閉鎖を解く)

河内副町長は、自席にお着き願います。

(河内副町長 着席)

ここで、河内副町長から発言を求められて
おりますので、これを許可します。

「河内副町長」

○河内耕治副町長 3月定例会の会期中の貴重な
お時間をいただきまして、ここで一言ご挨拶
をさせていただきたいというふうに思います。
先ほど副町長選任の議会の同意をいただき
まして、誠にありがとうございました。

森谷町長を補佐し、職員の皆さんと力を合
わせて安全安心で町民の皆さんが幸せに暮ら
せるまちづくりに全力で取り組んで参りたい
というふうに思います。

つきましては、町民の皆様、議会の皆様
にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上
げまして、簡単ですがご挨拶に代えさせてい
ただきたいと思えます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○漆山光春議長 以上をもって本日の日程は全部
終了しました。

明日3月4日から7日までは土曜日、日曜

日及び議案調査のため休会となります。

3月8日は午前9時までご参集願います。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

午後1時37分 散 会

